

犯罪被害者等に対する公費支出要綱

1 趣旨

この要綱は、犯罪により身体的又は精神的被害を受けた者及びその家族又は目撃者等(以下「被害者等」という。)に対する公費支出に関し必要な事項を定めるものとする。

2 用語の意義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 初診料等 身体的被害に係る次に掲げる費用をいう。

- ア 初診料
- イ 致傷に対する処置料
- ウ 処方箋料
- エ 診断に必要な検査に係る費用
- オ 緊急避妊に係る費用
- カ 人工妊娠中絶費用
- キ 性感染症の検査に係る費用
- ク 鑑定資料の採取に係る費用

(2) 診断書料 診断書の作成に要する費用をいう。

(3) 死体検案書料 死体検案書の作成に要する費用をいう。

(4) 精神科医等の診療料又はカウンセリング料

精神科医等の医師、公認心理師、臨床心理士等(以下「精神科医等」という。)による精神的被害に係る診療(医師の処方箋による投薬を含む。以下同じ。)又はカウンセリングに要する費用をいう。

3 支出の対象

(1) 初診料等及び診断書料

初診料等及び診断書料の支出の対象は、次に掲げる犯罪の被害者のうち、被害者の支援のため必要と認めたものとする。

- ア 殺人未遂罪
- イ 強盗致傷罪(未遂を含む。)
- ウ 強盗・不同意性交等罪(未遂を含む。)
- エ 不同意性交等罪(未遂を含む。)
- オ 不同意わいせつ罪(未遂を含む。)
- カ 監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪(未遂を含む。)
- キ 不同意わいせつ等致傷罪
- ク 傷害罪のうち、全治1ヶ月以上の重傷害を負わせたもの
- ケ 上記以外の罪で、いわゆる故意犯で致傷(全治1ヶ月以上の重傷害)を結果とする結果的加重犯
- コ その他事件の内容、被害者の状況等から、捜査を担当する所属長(以下「担当所属長」という。)が警察本部事件主管課長及び警務部広報相談課長(以下「広報相談課長」という。)と協議の上初診料等及び診断書料の支出を認めた犯罪

(2) 死体検案書料

死体検案書料の支出の対象は、身体を害する故意の犯罪行為で死亡し、司法解剖に付した遺体とする。

(3) 精神科医等の診療料又はカウンセリング料

精神科医等の診療料又はカウンセリング料の支出の対象は、次に掲げる犯罪の被害者等のうち、被害者等の支援のため必要と認められたものとする。

ア 第1号アからコまでに掲げる犯罪

イ その他、事件・事故の内容、被害者等の状況等から、担当所属長が広報相談課長と協議の上、精神科医等の診療料又はカウンセリング料の支出を認めた犯罪

4 支出額

実費とする。

5 支出手続

(1) 担当所属長は、第3項各号に掲げる費用に係る犯罪を認知したときは、初診料等、診断書料、死体検案書料及び精神科医等の診療料又はカウンセリング料の支出の要否を判断し、その必要性を認めた場合には、当該被害者等及び被害者等が受診する医療機関等に本制度を説明の上、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）に定める方法により当該医療機関等又は被害者等に対して支出することができる。

(2) 前号の規定により、医療機関等に対して支出する場合は、当該医療機関等からあらかじめ請求書を徴して、被害者等に対して支出する場合は当該被害者等からあらかじめ請求書（別記様式第1号）を徴して、それぞれ行うものとする。

(3) 第1号の規定により、精神科医等の診療料又はカウンセリング料の公費負担を希望する被害者等については、公費負担申出書（別記様式第2号）を徴するものとする。

6 支出除外要件

次の各号のいずれかに該当する場合には、初診料等、診断書料、死体検案書料及び精神科医等の診療料又はカウンセリング料を支出しないものとする。

(1) 犯罪に起因していないことが明らかな場合

(2) 支出することが社会通念上適切でないと認められる場合

(3) 被害者等が支出を希望しない場合

7 留意事項

(1) 初診料等の支出は、原則として初回受診時の費用1回分とするが、初診時以降における性感染症の検査費用等について支出が相当と認められる場合は、受診前に警務部広報相談課犯罪被害者支援室に連絡すること。

(2) 診断書料の支出は原則として捜査に必要な診断書1通分とするが、被害者の負傷部位により複数の医師によって診断され、複数の診断書によって事実証明される場合に限り、事件立証上必要な複数の診断書料を支出する。

(3) 死体検案書料の支出は死体検案書1通分とする。

(4) 精神科医等の診療料又はカウンセリング料の支出は、初回の受診等の日から3年間の診療又はカウンセリングに要した費用とする。ただし、被害者等の状況等から、担当所属長が必要と認めるときは、広報相談課長と協議の上、3年を超えた診療又はカウンセリングに要した費用について支出することができる。

- (5) 性犯罪被害者の受診に対してはできるだけ職員を同行させ、医療機関に対して本制度の趣旨等について説明し、被害者等の負担の軽減に努めること。
- (6) 本制度は、事件の内容や犯罪行為の背景事情、被害者の置かれた現状等を踏まえ、被害者等の精神的及び経済的二次的被害の軽減について考慮の上、運用すること。

別記様式第1号

年 月 日

殿

住所

氏名

連絡先

請 求 書

私は事件の被害に遭い、裏面に貼付した領収書のとおり、

の費用 円

を自己負担しました。

負担した費用については、下記の口座に振り込み願います。

振込先 金融機関	金融機関名	支店(店舗名)
預金種別	普通 ・ 当座	
口座番号		
口座名義	フリガナ	
	----- 氏 名	

(裏面)

(領収書貼付欄)

年 月 日

殿

住 所

氏 名

連絡先

公費負担申出書

私は、事件の被害者等ですが、下記事項を確認した上で、山形県警察の費用負担により、精神科医等の診療又はカウンセリングを受けることを希望します。

<確認事項>

- 現在の精神的不調は、事件被害をきっかけとしたものです。
- 「精神科医等」とは精神科医等の医師、公認心理師、臨床心理士であることを理解しました。
- 公費負担の対象は、初回の受診等の日から3年間であることを理解しました。
- 一時的に自己負担した場合は、診療・カウンセリング終了後、翌月末までに請求書を作成の上、警察署又は警察本部に提出（郵送可）しなければならないことを理解しました。
- 公費負担を申し出た精神科医等の診療又はカウンセリングについて、山形県警察が精神科医等に対し受診状況等を照会した場合、当該精神科医等から回答を得ることに同意します。